

# 第1章

# 計画の基本的事項

# 策定の趣旨

本市は、磐田市環境基本条例に基づき2017年度(平成29年度)に「第2次磐田市環境基本計画」を策定し、豊かな自然環境を将来の世代まで継承するとともに、環境の負荷の少ない持続可能な社会の構築や暮らしやすさが実感できるまちづくりを推進しています。また2021年(令和3年)6月に国のパリ協定の実現に向けたカーボンニュートラル宣言を踏まえて、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明しました。

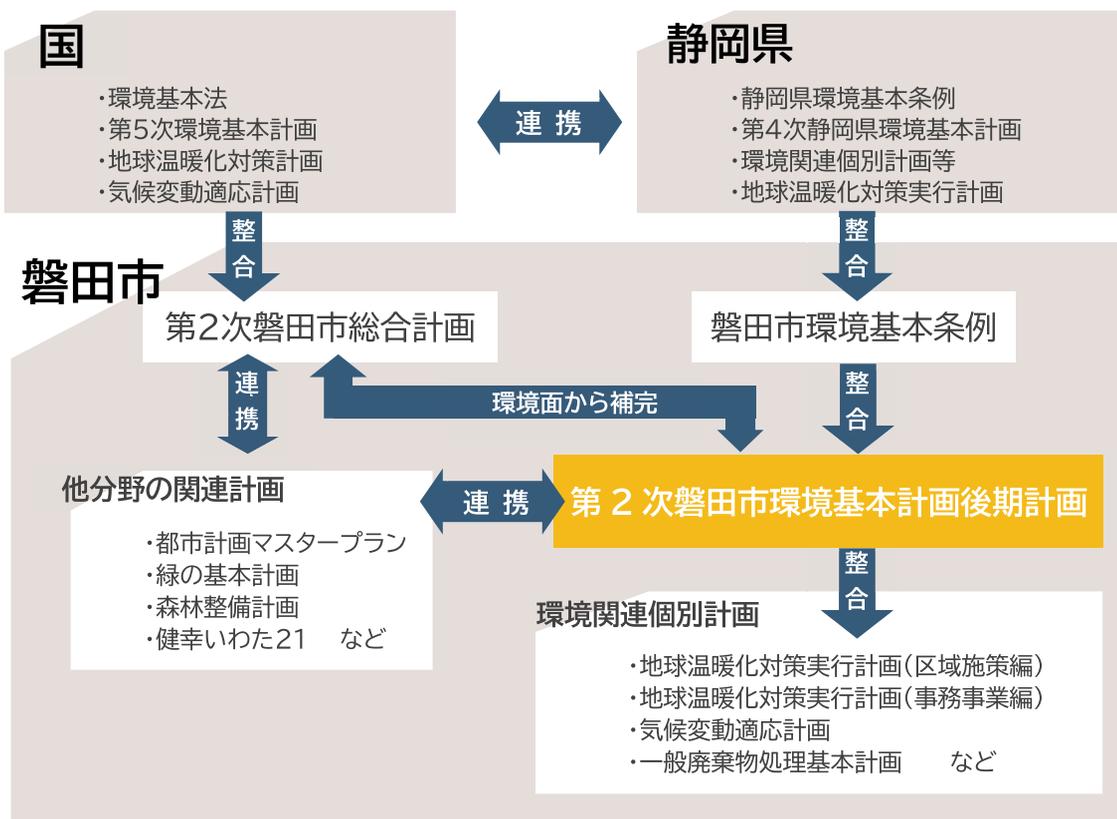
こうした中、「第2次磐田市環境基本計画」の前期の期間が2022年度(令和4年度)をもって終了することから、本市を取り巻く社会情勢の変化を鑑み、新たに脱炭素社会の実現を目指す視点を加えた「第2次磐田市環境基本計画後期計画」(以下「本計画」)を「第2次磐田市総合計画後期計画」などの諸計画と整合を図りつつ、策定します。

# 計画の位置づけ

本計画は、磐田市環境基本条例に基づくと同時に、「第2次磐田市総合計画後期計画」を環境面から補完する「環境の総合計画」という2つの側面を持ちます。また、その他関連計画と整合を図り、国や県の環境基本計画とも連携した計画と位置づけれます。

なお、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)や気候変動適応法に基づく気候変動適応計画を内包します。

## 《第2次磐田市環境基本計画の位置づけ》



～第2次環境基本計画後期計画は、以下の方針に基づいて策定します～

### 総合計画や関連計画を反映し、実効性のある計画づくり

本計画は、「第2次総合計画後期計画」を環境面から補完する計画であるとともに、環境に関連する個別計画の上位計画として位置づけることから、関連計画と整合を図った環境指標を設定する中で、適正に進捗管理を行い実効性のある計画とします。

### これまでの取組みの評価及び環境や社会情勢の変化に対応した計画づくり

「第2次環境基本計画前期計画」の進捗を踏まえた中で、取り巻く環境や社会情勢の変化に対応した取組みを盛り込んだ計画とします。

### 磐田の特色を取り入れた計画づくり

本市の魅力を高めるとともに計画的な進捗を図るため、磐田の特色を取り入れた計画とします。

### 環境教育・環境学習に関する取組みを推進した計画づくり

環境に配慮した取組みを実践する人材を育成する計画とします。特に子どもたちの環境教育や環境学習を推進していきます。

### シンプルで分かりやすい計画づくり

環境における将来像を市・市民・事業者が共有できるように、読みやすく理解しやすい表現を心掛けた計画とします。

### SDGsとの関連を明らかにした計画づくり

SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指す世界共通の行動目標で、2030年(令和12年)を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成されます。

磐田市の環境施策は、SDGsと方向性を同じくすることから、それぞれの基本方針に関連するSDGs目標を明らかにした計画とします。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(出典:国際連合広報センターホームページ「SDGs ポスター(17のアイコン 日本語版)」)

人の営みは、多種多様な地球の恵みを受けて成り立っています。私たちは、このことを再認識し、自らの生活様式や社会経済活動のあり方を見つめ直すことで、環境の負荷の少ない持続的な発展が期待できる社会を目指すことが求められています。

本市は、地球的な視点に立った環境の保全と創造を目指す施策を総合的かつ計画的に推進し、もって将来にわたり市民の健康で文化的な生活を確保することを目的に制定した「磐田市環境基本条例」に基づき2008年(平成20年)に「磐田市環境基本計画」を整備しました。

そして2018年(平成30年)には、同計画の改定版である「第2次磐田市環境基本計画」を策定し、市・市民・事業者の責務を明らかにするなどして、協働による事業の推進を図ってきたところです。

しかし、計画の策定から約5年が経過する中で私たちを取り巻く環境は、予想を超えて大きく変わりつつあります。近年の大量生産・大量廃棄が進む社会生活や経済活動が地球に大きな負担をかけ、既に限界が近いとも言われています。

特に地球温暖化は、深刻な問題です。各地で短時間豪雨や台風の強大化による風水害の被害が発生するなど、その影響が顕在化しています。

国際社会は、2015年(平成27年)に「2030 アジェンダ」を国連で採択し、世界が取り組むべき17の共通ゴールを示したSDGsを掲げました。また、同年に途上国を含む多くの国が地球温暖化対策に取り組む国際的な枠組みであるパリ協定をCOP21で採択して、21世紀の後半までに人為的な温室効果ガス排出量を実質的にゼロとすることを宣言しました。

国は、2018年(平成30年)に閣議決定した「第5次環境基本計画」で、今後の環境政策の基本的な方向性を「SDGsの考え方を活用しながら、『環境・経済・社会を統合的に向上させること』を示しました。そして、2020年10月に当時の菅総理大臣がパリ協定の実現に向けて「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。この趣旨を踏まえて2021年6月に本市が表明したのが「ゼロカーボンシティ」の実現です。

今や時代は、脱炭素へ向かって確実にシフトしています。本市も環境に関する国内外の動向を踏まえながら、環境を取り巻く新たな課題に未来へ向けた視点を持って取り組んでいきます。





## 前期計画からの主な変更点

2050年のカーボンニュートラル実現を目指し、地球温暖化対策の更なる取組みを明らかにします。このため前期計画で定めた6つの基本方針のうち「基本方針5 地球温暖化対策に取り組みます」は、新たに設置する「第5章 地球温暖化対策」中に「地球温暖化対策に取り組みます(基本方針6)」として位置づけます。

また同章は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域地球温暖化対策計画として「磐田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」として位置づけます。なお、前期計画の「基本方針6 環境教育を推進します」は、「基本方針5 環境教育を推進します」として繰り上げます。

前期計画	後期計画
第1章 計画の基本的事項	第1章 計画の基本的事項
第2章 本市の現状と施策の方向性	第2章 本市の現状と施策の方向性
第3章 計画の目標	第3章 計画の目標
第4章 目標達成に向けた施策	第4章 目標達成に向けた施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針1 暮らしやすさが実感できる環境をつくります</li> <li>・基本方針2 豊かな自然環境を守ります</li> <li>・基本方針3 自然歴史文化と触れ合う機会をつくります</li> <li>・基本方針4 3Rの取組みや環境に優しい消費行動を推進します</li> <li>・<b>基本方針5 地球温暖化対策に取り組みます</b></li> <li>・基本方針6 環境教育を推進します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針1 暮らしやすさが実感できる環境をつくります</li> <li>・基本方針2 豊かな自然環境を守ります</li> <li>・基本方針3 自然歴史文化と触れ合う機会をつくります</li> <li>・基本方針4 3Rの取組みや環境に優しい消費行動を推進します</li> <li>・<b>基本方針5 環境教育を推進します</b></li> </ul>
第5章 計画の推進方法	<b>第5章 地球温暖化対策(地球温暖化対策実行計画)</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地球温暖化対策の概要</li> <li>2 温室効果ガス排出の現状</li> <li>3 温室効果ガス排出量の将来予測</li> <li>4 温室効果ガス排出量の削減目標</li> <li>5 <b>地球温暖化対策に取り組みます(基本方針6)</b></li> </ol>
	第6章 計画の推進方法

## 計画の推進主体

推進主体は、市・市民・事業者とします。各主体は、磐田市環境基本条例第4条～第6条に規定されている責務を果たすとともに、一体となって望ましい環境像の達成に向けて計画を推進していきます。

